

まちづくり環境委員会

令和4年4月15日

まちづくり推進部 資料26番

所管 都市計画課

第175回大田区都市計画審議会の報告について

1 都市計画審議会の概要

日 時 令和4年3月24日（木） 14:00～15:00

開催場所 第五・第六委員会室

議 題

第一号議案

特定生産緑地(大田区決定)の指定について

第二号議案

東京都市計画防災街区整備方針(東京都決定)の指定について

第三号議案

大田区都市計画マスタープランの改定(大田区決定)について

審議結果

第一号から第三号議案まで「諮問のとおり定めることが適当である」と答申された。

2 添付資料

添付資料1 第一号議案 関連資料

添付資料2 第二号議案 関連資料

添付資料3 第三号議案 関連資料

特定生産緑地の指定について

1 生産緑地と特定生産緑地の概要

生産緑地は、良好な生活環境の確保に効用がある農地に対して 30 年を限度として、建築行為等の制限を課すと共に税の軽減措置を図り、都市農地の保全を図る制度である。

平成 29 年度の実産緑地法の改正に伴い創設された特定生産緑地は、所有者からの申請により、生産緑地の指定告示から 30 年を迎える前に、買取申出ができる期限を 10 年間延長する制度であり、繰り返し 10 年間期限を延長することも可能である。また、生産緑地と同様に引き続き、建築行為等の制限と税の軽減措置を受けることとなる。

2 指定概要

今回、区が特定生産緑地に指定する地区は、平成 4 年度と平成 5 年度に生産緑地の告示を行った 13 地区 1.94ha です。

	地区数	面積
平成 4 年 11 月 10 日告示	11 地区	1.81ha
平成 5 年 11 月 10 日告示	2 地区	0.13ha
合計	13 地区	1.94ha

3 スケジュール（予定）

令和 3 年 1 月上旬 都市計画審議会への意見聴取

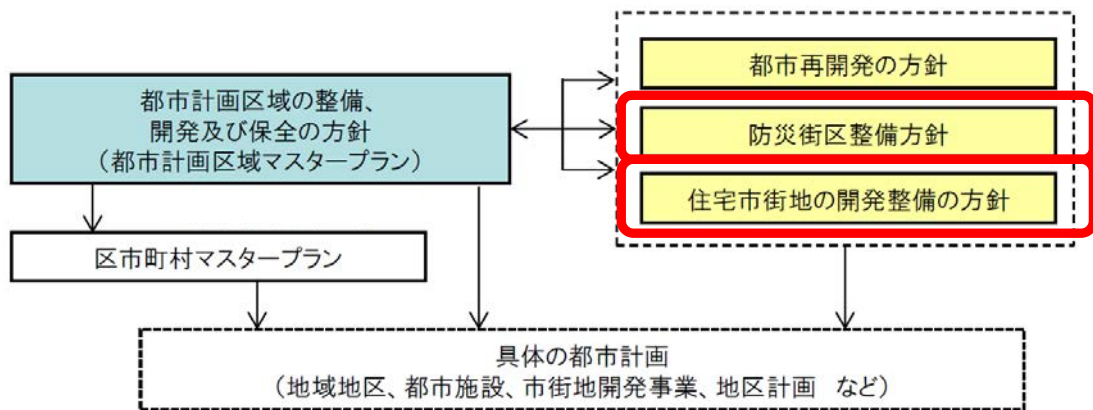
令和 3 年 1 月下旬 指定公示及び利害関係人への通知

「防災街区整備方針」及び「住宅市街地の開発整備の方針」の改定について

1 背景

市街地の計画的な開発整備や民間の建築活動等を適切に誘導することなどを目的として策定されている「防災街区整備方針」及び「住宅市街地の開発整備の方針」について、東京都は、昨年度改定した「都市再開発の方針」に続き、改定を行っている。

2 都市計画上の位置付け



3 改定概要

○防災街区整備方針

この度、東京都が原案を作成したため報告する。(別紙1のとおり)

大田区木造住宅密集市街地整備促進事業が完了した2地区を廃止する。

- ・大. 1 大森東・大森南地区 138.0ha
- ・大. 4 矢口・下丸子地区 103.7ha

○住宅市街地の開発整備の方針

他の方針を踏まえ、区域を整合させた原案の修正案を作成する。(別紙2のとおり)

4 今後のスケジュール(予定)

○防災街区整備方針

- 令和3年 9月：原案の縦覧
- 令和3年 10月：公聴会の開催
- 令和4年 3月：大田区都市計画審議会
- 令和4年 5月：東京都都市計画審議会
- 令和4年 6月：都市計画決定告示

○住宅市街地の開発整備の方針

- 令和3年 8月：原案の修正案作成
- 令和3年 12月：原案の縦覧
- 令和4年 2月：公聴会の開催
- 令和4年 7月：大田区都市計画審議会
- 令和4年 9月：東京都都市計画審議会
- 令和4年 10月：都市計画決定告示

まちづくり環境委員会
令和4年2月25日・2月28日
まちづくり推進部 資料25番
所管 都市計画課

改定大田区都市計画マスタープラン素案のパブリックコメント実施結果等について

1 区民意見募集（パブリックコメント）の概要

(1) 募集期間

令和3年11月17日（水）～12月8日（水）

(2) 募集方法

大田区ホームページ、区報等で意見募集の周知

2 素案説明会（計6回合計10名出席）

- ・消費者生活センター 11月19日、21日
- ・入新井集会室 11月24日、27日
- ・萩中集会所 11月26日
- ・田園調布せせらぎ館 11月30日

3 パブリックコメント実施結果（別紙1のとおり）

(1) 提出者数 14名

(2) 提出意見数 44件

	主な意見	件数
1	計画全体に関する事	13
2	部門別方針に関する事	7
3	地域別方針に関する事	8
4	その他	16

4 マスタープラン案

別紙2のとおり

5 今後の予定

- ・令和4年3月24日 大田区都市計画審議会に諮問
- ・令和4年3月末 改定